

## 令和2年第2回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年2月26日（水）午後10時00分から10時27分

2. 場 所 大豊町役場 第1会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原 章仁
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（1人）

9番 上池 如夫

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第2号 非農地証明願について
- 第3 議案第3号 非農地証明願について
- 第4 議案第4号 非農地証明願について
- 第5 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第6号 非農地証明願について
- 第7 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第9 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	都築 広行
書記	平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

定刻となりましたので、ただいまより令和2年第2回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、9番上池如夫委員の1名です。

出席委員は、10名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、3番宮川利重委員、5番北村栄治委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第2号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第2号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町■■■■■■■■■■の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。2月12日に担当委員の宮川委員と事務局都築及び平石で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、申請者が相続した時点には既に竹林となっており、耕作が困難であったことから現在も周辺の山林と一体化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第2号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重君。

〔宮川委員〕

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は既に山林化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第2号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第2号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第3、議案第3号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、6ページをご覧ください。議案第3号についても、非農地証明願の申請となっております。申請地は、■■■■■■■■■■、外1筆で、台帳地目は畑、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。2月6日に担当委員の北村委

員と事務局都築及び平石で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、平成20年頃より耕作しておらず、現在は原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第3号について、担当委員の説明を求めます。5番北村栄治君。

〔北村委員〕

はい、5番の北村です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は既に原野化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第3号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第3号について、原案のとおり証明をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第4、議案第4号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、13ページをご覧ください。議案第4号についても、非農地証明願の申請となっております。申請地は、XXXXXXXXXX、外3筆で、台帳地目は畑、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。2月5日に担当委員の宮川委員と事務局平石で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、平成10年頃より耕作しておらず、現在は原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第4号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重君。

〔宮川委員〕

はい、3番の宮川です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は辺りの原野と一体化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第4号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第5、議案第5号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、22ページをご覧ください。議案第5号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は[REDACTED]、外2筆で申請理由は贈与です。登記地目は田、畑、現況地目は畑となっており、合計面積は1,193㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

1月31日に代理人立会いのもと、担当委員の上池委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料43ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、37ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は23ページにもありますとおり10,417㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、譲受人は以前から申請地付近の農地を管理しており、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと考え、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり1月31日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

〔議長〕

次に、議案第5号について担当委員の上池委員が欠席となっておりますので、事務局からお願いします。

〔事務局長〕

はい、本日は上池委員が欠席ですので、現地確認に立ち会いました事務局より説明をさせていただきます。

譲受人は申請地で柿や梅などの栽培をするということで、計画どおりの管理が見込めるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、上池委員にも許可すべき案件であるとの意見に賛同をいただいておりますので、併せてご報告いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第5号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第5号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第6、議案第6号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、44ページをご覧ください。議案第6号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、XXXXXXXXXX、外4筆で、台帳地目は田、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。2月6日に担当委員の上池委員、北村委員と事務局都築及び平石で代理人立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、平成10年頃より耕作しておらず、周辺一体が原野化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第6号について、担当委員の説明を求めます。5番北村栄治君。

〔北村委員〕

はい、5番の北村です。申請農地につきまして、先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は原野化が進んでおり、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第6号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第7、議案第7号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、57ページをご覧ください。議案第7号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は[REDACTED]、外1筆で申請理由は売買です。登記地目、現況地目ともに田となっており、合計面積は4,055㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

2月12日に譲渡人立会いのもと、担当委員の三谷委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料74ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、65ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は58ページにもありますとおり45,505.07㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、申請地はこれまで水稻の栽培が行われており、譲受人も同様の耕作計画であること、また譲受人は以前から申請地付近の農地一帯を管理しており、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと考え、地域調和についても支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり2月12日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

〔議長〕

次に、議案第7号について担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜君。

〔三谷委員〕

はい、8番の三谷です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は申請地周辺の農地を広範囲にわたり管理しており、一体的な耕作が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第7号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第7号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第8、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は75ページからとなります。利用権設定の種類については賃貸借であり、新規設定となっております。借受人、貸付人は、利用権設定申出書においてご確認ください。農地は■■■■地区で、詳細は利用権設定関係のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は新規就農者の認定を受け、既に就農を開始しており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行う予定であり、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により、継続的かつ安定的に農業経営を行う予定であります。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であり、共有等もなく、本契約にて同意が得られており、問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。ご審議の程よろしく願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に日程第9、その他の件について事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

はい、次回3月総会の日程についてですが、3月25日水曜日10時からを予定しておりますので、日程の調整をよろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和2年第2回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 3番

\_\_\_\_\_

署名委員 5番

\_\_\_\_\_